

老高発0612第1号
令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

標記については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日付け老高発0322第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）に基づき実施されているところであるが、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとするので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む）、関係団体、関係機関等に周知を願いたい。

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日</p> <p style="text-align: center;">各都道府県介護保険主管部（局）長あて</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長通知</p> <p style="text-align: center;">福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p style="text-align: right;">老高発 0322 第 1 号 平成 30 年 3 月 22 日</p> <p style="text-align: center;">各都道府県介護保険主管部（局）長あて</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局高齢者支援課長通知</p> <p style="text-align: center;">福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について</p> <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成 18 年厚生労働省告示第 165 号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下「基準」という。）については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基準の性格</p> <p>基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>2 運用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「<u>上限設定等</u>」という。）については、平成 30 年 10 月から適用する。<u>なお、</u>新商品については、3月に1度の頻度で<u>上限設定等を行う</u>。</p> <p>(2) <u>上限設定等</u>については、<u>3年</u>に1度の頻度で見直しを行う。<u>ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。</u></p> <p>(3) <u>上限設定等</u>を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。</p> <p>(4) (1) から (3) <u>まで</u>については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基準の性格</p> <p>基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>2 運用に当たっての留意事項</p> <p>(1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については、平成 30 年 10 月から適用する。<u>平成 31 年度以降</u>、新商品についても、3月に1度の頻度で<u>同様の取扱いとする</u>。</p> <p>(2) <u>公表された全国平均貸与価格及び設定された貸与価格の上限</u>については、<u>平成 31 年度以降</u>、<u>おおむね 1年</u>に1度の頻度で見直しを行う。</p> <p>(3) <u>全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定</u>を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。</p> <p>(4) (1) から (3) については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。</p>

老高発 0332 第 1 号
平成 30 年 3 月 22 日
最終改正 老高発 0612 第 1 号
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県介護保険主管部（局）長あて

厚生労働省老健局高齢者支援課長通知

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数(平成 18 年厚生労働省告示第 165 号)の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」(以下「基準」という。)については、平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省告示第 80 号をもって公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基準の性格

基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額(以下「貸与価格の上限」という。)を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

- (1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)については、平成 30 年 10 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。
- (2) 上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。

- (3) 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。
- (4) (1) から (3) までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。